

令和2年4月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和2年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	101トン	超過済
		0.1トン	101トン	超過済
3	クリーム	29トン	32トン	超過済
		7.8トン	32トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	46,825トン	3,887トン
		2,319トン	38,591トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,706トン	462トン
		7.7トン	1,695トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	271トン	超過済
		13トン	56トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	18トン	超過済
		0トン	18トン	超過済
8	バターミルク	188トン	21トン	167トン
		5.6トン	12トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	49,816トン	18,109トン
		9,903トン	31,748トン	超過済
10	その他の乳製品	12,628トン	11,012トン	1,616トン
		4,548トン	9,692トン	超過済
11	バター	15,408トン	24,057トン	超過済
		731トン	22,472トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	82,068トン	27,898トン
		66,343トン	37,742トン	28,601トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	5,329,709トン	558,047トン
		112,572トン	3,317,379トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	1,164,832 トン	153,371 トン
		188,490 トン	229,779 トン	超過済
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	685,741 トン	114,882 トン
		714,372 トン	685,741 トン	28,631 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	3,446 トン	超過済
		72 トン	3,384 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	9,327 トン	7,083 トン
		2,905 トン	7,484 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	137,080 トン	27,784 トン
		161,600 トン	136,094 トン	25,506 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	17,352 トン	4,722 トン
		22,074 トン	17,352 トン	4,722 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	1,389 トン	376 トン
		858 トン	1,309 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	2,149 トン	超過済
		6.9 トン	71 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	34,776 トン	2,544 トン
		22,927 トン	20,835 トン	2,092 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	198 トン	174 トン
		344 トン	198 トン	146 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	8,551 トン	1,012 トン
		1,792 トン	4,561 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	242 トン	超過済
		101 トン	242 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	4,511 トン	1,756 トン
		79 トン	2,565 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	15,462 トン	5,649 トン
		98 トン	2,137 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
		8.5 トン	5.0 トン	3.5 トン
29	生糸	479 トン	276 トン	203 トン
		475 トン	276 トン	199 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。